

庭園管理委託業務仕様書

1. 業務名：庭園管理委託業務
2. 履行場所：別紙「庭園管理業務範囲図」による
3. 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務内容
 - ア) 受注者は、業務仕様書に基づき別紙「庭園管理業務範囲図」に示す庭園等の適正な維持、管理を行うものとする。
5. 業務の実施日及び時間
 - ア) 月曜日から金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）を基本とするが、発注者との協議により調整し行うことができるものとする。
6. 業務の報告及び確認
 - ア) 受注者は、業務開始及び終了時に発注者へ連絡を行うものとし、業務内容等について書面により報告し発注者の確認を受けるものとする。
 - イ) 受注者は、業務に使用する薬剤について事前に発注者へ報告し確認を受けるものとする。
 - ウ) 受注者は、発注者から業務に関する確認の求めがあった場合、速やかに応じるものとする。
7. 業務員の確保
 - ア) 受注者は、庭園管理に必要な知識及び経験を有する業務員を配置し、業務の適切な遂行に努めるものとする。
8. 臨時の措置
 - ア) 受注者は、庭園及び樹木等に異常がある場合、速やかに発注者へ報告し必要な措置等について検討するものとする。
 - イ) 受注者は、業務中に発生した事故について、速やかに発注者へ報告し、受注者の責めに帰すべきものについては、受注者の負担により復旧等させるものとする。
9. 費用負担の区分
 - ア) 業務に必要な電気、水道等の使用については、事前に発注者へ協議し了承を得るものとする。なお、係る費用は発注者の負担とする。
 - イ) 業務に必要な資機材及び消耗品等の諸材料については、受注者の負担とする。
 - ウ) 業務に伴い発生した枝葉類の処理費用は、受注者の負担とする。
 - エ) 業務に必要な車両等の駐車場所については、事前に発注者へ協議し了承を得るものとする。なお、許可申請等の書類手続きは要しないものとする。
10. その他
 - ア) 受注者は、危険予知等を行い安全な作業に努めるものとする。
 - イ) 受注者は、剪定等により発生した枝葉類について、速やかに場外へ搬出し適切に処理を行い、剪定した樹木の周辺の清掃を行うものとする。
 - ウ) 受注者は、業務遂行上または仕様書記載事項に疑義が生じたときは、速やかに発注者と協議を行い、業務に支障のないよう努めるものとする。